

山形県被災建築物

応急危険度判定 ○ Q通信

第10号

平成19年1月19日

被災建築物応急危険度判定士登録にご協力を

現在、周知のように少子高齢化社会の到来や、団塊世代の大量退職を間近に控えるなどの諸問題が浮上してきております。

このことは、さまざまな分野において深刻な問題となっており、担い手不足を招いております。これは、被災建築物応急危険度判定士においても無視できない問題とされます。今回、抽出調査により4県の応急危険度判定士の年代構成を調査いたしました。表1及び図1に集計結果を示します。

調査は、平成14年、平成16年及び平成18年の3ヶ年において行いました。登録人数を見てみると、40代以下は、年々減少傾向にあり、50代以上は、増加傾向にあります。また、50代以上をしめる割合が、平成14年で、40%強だったのに対し、平成18年時には50%強に増加し、半数を超える方が50歳以上であることが確認できます。さらに若い世代の登録者数が年々減少しており、深刻な高齢化が進んでいるのがわかります。

現在、被災建築物応急危険度判定士の登録者数は、全国で約98,000名（平成18年3月末現在）です。今回の調査により登録者数の約半数が、50代以上であると考えられ、今後ますます、高齢化の傾向は続くものと思われます。

これは、現登録者の更新にも影響をおよぼすものと思われ、登録者数の確保に多大な影響が考えられます。近い将来、懸念される大規模地震に十分な対応をするための体制整備には、若い世代の育成が不可欠であると思われれます。

最後に、先に述べたように判定士の確保には、課題を抱えております。皆様方には、職場のお仲間等、お誘いしていただくなどのご協力をお願い申し上げます。登録に関する質問等は、下記にお問い合わせください。

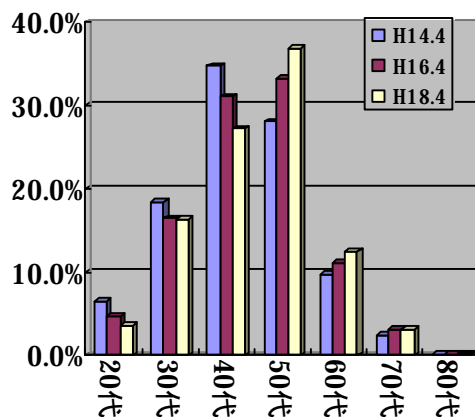


図1 年代構成

		20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代
H18.4	割合	3.6%	16.4%	27.2%	36.9%	12.5%	3.1%	0.3%
	割合(類)	100.0%	96.4%	80.0%	52.8%	15.9%	3.4%	0.3%
H16.4	割合	4.7%	16.5%	31.1%	33.2%	11.1%	3.1%	0.2%
	割合(類)	100.0%	95.3%	78.8%	47.7%	14.4%	3.3%	0.2%
H14.4	割合	6.5%	18.4%	34.7%	28.1%	9.7%	2.4%	0.2%
	割合(類)	100.0%	93.5%	75.1%	40.4%	12.3%	2.6%	0.2%

問い合わせ先 : 山形県土木部建築住宅課 地震防災担当

TEL. 023-630-2433

FAX. 023-630-2639

発行/全国被災建築物応急危険度判定協議会、山形県

ホームページアドレス <http://www.kenchiku-bosai.or.jp/Jimukyoku/Oukyu/Oukyu.htm>

※OQ通信バックナンバーも上記から閲覧できます。

新潟県中越地震における被災建築物応急危険度判定反省と課題について

香川県土木部建築課建築指導室 野村洋晃

・はじめに

新潟県中越地震では地震発生の翌日の平成16年10月24日より18日間にわたり、延べ3,821人の応急危険度判定士が36,143棟の建築物を判定に従事しましたが10月23日の本震以降、約2ヶ月間に震度5弱の余震が19回も発生したにもかかわらず人的被害は発生はしておらず、応急危険度判定の目的である「被災後の人命に係わる二次的被害の防止」することができました。

また、この地震では概ね判定活動自体はその効果を発揮できましたが、幾つかの問題点がみえてきましたので、支援・実施体制または、判定活動での反省点・今後の課題について紹介したいと思います。

・支援体制について

この震災では、直後の10月24日より判定活動を開始しましたが、本格的に支援活動を開始したのは、新潟県より北海道東北ブロック協議会に「派遣要請書」が届いたのが地震発生より二日を経過した25日の深夜であったこと、全国協議会としての具体的な対応も同じく25日からとなりました。

その一因は、マニュアルの上で判定実施本部での役割を果たすべき各市町村の職員が、被災した住民の救済活動に人員を割かれた結果、各市町村の判定実施本部へは新潟県の職員を配置せざる得なくなり、この様な状況下では致し方ないと思いますが本来支援本部となる新潟県が機能しなくなったことが大きく、そのことが被害・現地の状況を把握するのに手間取ったことにより、国土交通省・ブロック幹事県並びに会員県に殆ど被災状況に関する情報もたらされなかった事が今後の課題として国土交通省・各県の記録から読み取れます。

しかし、現地の情報が少ない中であってもブロック内会員各県と隣接するブロック会員各県が独自に派遣要員の人選及び資材の調達を進めた結果、幹事県の山形県へ新潟県より派遣要請があった後には速やかに判定士を派遣することが出来たことが不幸中の幸いと言えます。

このことから支援体制の面では支援本部が機能しなかった場合の支援体制について柔軟に対応できる体制作りが急がれ、この震災で重要な役割を果たした国土交通省地方整備局の位置付けの検討、判定に掛かる費用負担並びに制度面での再検討が必要ではないでしょうか。

・実施体制について

支援体制でも今後の課題とされた被災状況の確認に時間を要したことにより当初は直接実施体制で判定活動を行っていましたが、被害の大きさを把握した後には急遽

支援受入れ体制に移行した事、大規模な震災では職員のみでの対応には限界があり人的支援・支援受入れマニュアルの充実が必要不可欠とのことでした。

このことから、管内の被災状況の把握（被災建築物の分布、要判定区域の絞込、要判定対象建築物の推計等）により判定オペレーションタイプの選定・プランの構築を迅速に進められ、支援要請後に速やかに判定活動に移ることが出来るのではないかと報告されています。

また、実質的な判定活動に欠かせない判定コーディネーターが不在のまま判定活動を行なった判定拠点もあったこと、この震災では震度5弱の余震が19回もあり判定活動中の判定士の安全確保と既に調査済みの建築物の再調査の重要性等も報告されています。

・判定活動について

多くの判定士の方が体験し述べられたのが、判定活動中の被災住民への対応に苦心されていたことです。具体的な事例としては罹災証明・義援金に関係した調査と間違われたり、判定した建築物を健全な状態に修復する工法・費用面の相談、また被災住民の心のケアなど多種多様に渡り、思うように判定活動が進まなかったことから、この制度の認知度が未だ低い現れであると思われる。

また、この事は実施体制も関係する事ですが新興住宅地等の建築物と比較すると郊外の農家等のように敷地内に多数の建築物があったり、異種構造への増改築を行なった建築物を判定に要する時間にばらつきが生じ、思うように判定作業が進まなかったことが上げられています。この事は震前対策で地域ごとの概ね建築物の規模・構造を把握しておくことにより、判定活動に要する時間から1日当りの調査件数を算出する基となることを示しています。他には、機材の調達・移動手段の事など色々なご意見が寄せられていました。

・おわりに

新潟県中越地震では応急危険度判定制度の目的は達せられたのではないかと思います。この震災の記録でも少なからず今後への課題がありました。その事を改善することにより、今後予想されている東海地震・東南海地震・南海地震に備え、より迅速に判定活動を行える体制作りが可能となるのではないのでしょうか。

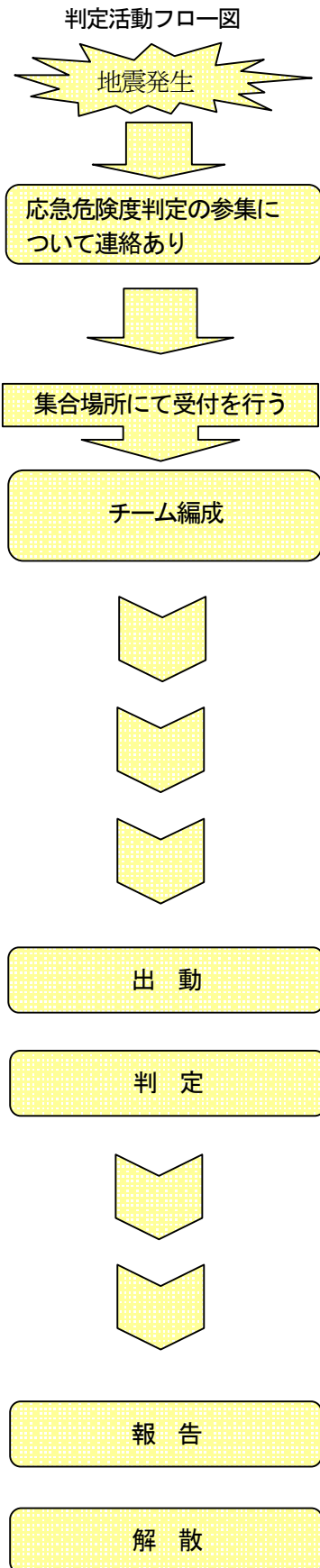
最後に、今日に至ってもまだ震災の爪痕が残る新潟県の被災者の皆様の一日も早い復興をお祈り申し上げます。



判定士の立場からみた応急危険度判定活動の流れ

鹿児島県土木部建築課 和田克則

応急危険度判定活動に参加する場合、判定士は次のような流れで判定活動を行っていくことになります。フロー図に従い解説していきます。



各過程内容

○応急危険度判定活動の要請を想定して、待機する。

○建築関係団体等より集合場所、日時、判定業務従事予定期間等について連絡がある。

判定活動に協力するかどうかは家族、勤務先とも相談し決定。

<準備するもの>

判定士登録証、ヘルメット、筆記用具、健康保険証の写し、軍手、コンベックス、雨具、防寒着、水筒、マスク、常備薬等

氏名、登録番号、住所、連絡先等を受付に申告する。

○判定コーディネーターから、チーム及び班編成について指示を受ける。

チーム編成：判定士2名（人数は状況により変更する）で1チーム
編制：最大10チーム（班長1人、副班長1人を決定）

判定コーディネーター1人が最大5班を統括

○判定コーディネーターから判定資機材が提供される。

判定調査表、判定ステッカー、判定街区マップ、ガムテープ等

○判定コーディネーターから以下の内容説明を受ける。

- ・被災地の状況（危険区域、災害発生区域、救助活動区域等）
- ・気象情報（気温、風速、降雨等）
- ・余震情報（余震の震度、頻度、区域等）
- ・判定実施地域周辺の情報（避難所の位置、被災住民の情報等）
- ・出発時間、現地への移動手段、現地における集合時間、場所
- ・判定作業中の危険防止についての注意

○手渡された判定街区マップ（判定対象戸数約15戸（状況により変更する場合有り））により現地へ向かう。

必ず判定終了時間、集合時間に遅れた場合の対応を確認しておく。

○被災した建築物をみて、

- ・外観調査を行った結果、一見して危険か。
- ・建物の構造の損傷度はどうか。
- ・建物の一部が落下しそうかどうか。

判定活動は、原則として2人1組で行う。

判定作業中及び移動中は危険な場所に近づかない等、無理な活動はしない。

判定作業は、迅速かつ誠実に行い被災住民に対し、誠意をもって対応する。

判定を終えたら、判定ステッカーの注記欄にコメントを記載し、見やすい場所に貼付する。

○判定活動終了後、直ちに集合場所に集まり、班長にその日の判定結果を報告し、判定調査表を提出する。

○判定コーディネーター又は班長の指示により解散する。

Q&Aコーナー

<p>Q 4 1 判定活動中、判定以外の業務を求められたらどうすればよいか？</p>	<p>A 4 1 丁寧にお断りし速やかにその場を離れてください。また、判定以外の業務を求められた場合の対応について、事前に判定コーディネーターに確認してください。</p>
<p>Q 4 2 判定活動中及び活動後のマスコミへの対応は？</p>	<p>A 4 2 住民対応と同様となります。基本的には実施本部において広報活動を行います。判定士が直接質問を受ける場合もあることから、判定士は実施本部の方針を把握するなどして答えられるようにしておく必要があります。そのため、対応について疑問等がある場合は、事前に判定コーディネーターに確認してください。</p>
<p>Q 4 3 住宅の状態は極めて良好であるが、建物後方に崩れそうな崖があった場合、どのような判定をすればよいか？</p>	<p>A 4 3 隣接している崖が一見して危険な場合には、調査1の「一見して危険と判断される」の4その他の項目の（ ）内にその理由を記入し、総合判定で「危険（赤）」として調査終了してください。</p>
<p>Q 4 4 応急危険度判定士は、どの程度の規模の地震が発生したときに応援要請がかかると思っていればよいか？</p>	<p>A 4 4 基本的には各都道府県の地震対策本部が設置される地震規模が目安と考えてよいと思います。各都道府県によって対策本部の設置される地震規模が異なりますので、講習会等で事前に確認又は各都道府県にお問い合わせください。</p>
<p>Q 4 5 構造躯体についてと落下物についての判定が異なりました。全体の判定は、より危険な判定になると思いますが、コメントの記載は判定された区分のコメントのみでよいでしょうか。</p>	<p>A 4 5 コメントについては、何が危険なのか等を具体的に読んだ人が判断できるように記入することとなっていますので、各調査項目において、危険又は注意が必要なすべての内容について具体的に記入してください。</p>

※ Q&Aの番号は過去のOQ通信からの通し番号です。過去のバックナンバーは本協議会ホームページからダウンロードできます。

山形県からの情報コーナー

＜全国詳細版は（財）日本建築防災協会HPに掲載＞

- 平成18年は、県内や隣県に大きな地震被害がありませんでした。しかしながら、いつどこで大きな地震が発生しても不思議ではないと言われており、山形県においても応急判定士数の確保は課題となっております。更新時期には、忘れずに更新手続きをしてくださるようお願いいたします。
- 平成18年11月に山形県被災宅地危険度判定士養成講習会を開催したところ、139名の受講者があり、これから判定士として認定します。今後、被災建築物判定士と両輪で県内の危険度判定を実施する体制を整備していく必要がありますのでご協力をお願いいたします。
- 平成19年1月17日に「山形県住宅・建築物地震対策推進協議会」を設立しました。この協議会は、総合的な地震対策として「震前」における建築物の耐震化及び「震後」の危険度判定等住宅リフォーム対策を含め、県、市町村及び建築関係団体等が一体となり、官民協働で総合的な地震対策を推進する活動を行っていきます。応急危険判定についても、この協議会のWG部会において、連絡体制や判定コーディネーター研修等を計画的に実施してまいります。また、市町村もこの協議会を通して、判定実施本部として機能する体制が整備できることを望みます。

詳しくは県の窓口までお問合せ下さい。

また、判定活動の実施が決定された際には、ご協力をよろしくお願いいたします。